

地方税法施行令等の一部を改正する政令要綱

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる飛行場を追加等を行うこととし、次のとおり地方税法施行令等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 更正又は決定に基づく法人住民税の中間納付額及び利子割額控除等不足額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととする。こと。（第九条の五、第九条の九の四関係）

2 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等

に対して寄附した金額のうち、寄附金税額控除が適用されない非課税となった利子所得に相当する金額の計算方法等を定めること。（附則第四条の五関係）

3 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割り当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を特定口座に受け入れた場合において、当該割当株式と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより、特定口座に受け入れた割当株式の取得価額が異なることとなった場合において、その異なることにより道府県民税及び市町村民税の負担を減少させる結果となるときは、当該特定口座に係る特定株式等譲渡所得について、総所得金額の計算上除外しないこととする。（附則第十八条の四関係）

4 利子割を非課税とする特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した退職金共済事業を行う法人の範囲について定めること。（附則第二十三条関係）

二 事業税

更正又は決定に基づく事業税の中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものであ

る場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととすること。（第二十九条関係）

三 不動産取得税

1 新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる住宅の細目を定めること。（附則第七条関係）

2 新築のサービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、その対象となる住宅の細目を定めること。（附則第九条の三関係）

四 固定資産税及び都市計画税

1 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から家屋及び償却資産を除外すること。（第五十二条の十の六関係）

2 倉庫業者又は港湾運送事業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋

に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域から鉄道の貨物駅の周辺の地域を除外すること。（附則第十一条関係）

3 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から充電設備を除外すること。（附則第十一条関係）

4 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産の範囲に一定の認定事業により取得したものを追加すること。（附則第十一条関係）

5 一定の電気通信事業を営む者が取得した公共性を有する業務に資する一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

6 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定特殊自動車の細目を定めること。

（附則第十一条関係）

7 港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。
(附則第十一条関係)

8 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とし、その対象となる資産の細目を改めること。
(附則第十二条関係)

第二 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

自衛隊飛行場又は米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の用に供する施設の用に供する固定資産に係る市町村交付金について、対象となる飛行場に岩国飛行場を追加すること。
(第一条関係)

第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一・二の改正は平成二十四年一月一日から、第一の三の1及び2の改正は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の5の改正は電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の4の改正は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の8は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の7の改正は港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行すること。